

茨城県知事
大井川和彦 様

2018年6月1日

日本共産党茨城県議会議員団
山中たい子
江尻 加那
上野 高志

議案配布に関する申し入れ

地方行政は二元代表制の下で行われています。県議会には、県行政を県民の立場からチェックすることが求められています。その立場から日本共産党は、2015年1月16日に、議案運営に関する申し入れのなかで「議案の配布は、議会招集告示と同時におこなう」よう求めて来ましたが、しかし、これまでは開会日当日の配布となっております。合わせて一週間前に内示資料による説明がおこなわれていました。

ところが、2018年第1回定例会（開会日は2月27日）に提案される予算案等の説明会を、通例どおり議会開会一週間前の2月20日に行うよう求めましたが、開会日2日前（土曜日、日曜日は説明が受けられないため除く）の23日でした。さらに第2回定例会（開会日は6月1日）でも4日前の5月28日でした。

県議会が発行する「私たちの県議会」の冒頭、「県議会の役割」のなかに、「執行機関の仕事が適正なものか、決められたとおりに進められているかどうかについて、県議会は検査・調査をする権限を持ち、事務の内容について確認してい」と記されています。議員の検査権・調査権を保障することは、県民を代表する県議会として適切な議決をおこなう上で欠かすことができません。

よって、議会招集告示日に議案を配布するよう、再度強く求めます。